

医療法人健友会本間病院健診センター

特定保健指導運営についての重要事項に関する規定

1、運営の目的及び運営の方針

動機付け支援、積極的支援の対象者について、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てることができるとともに、保健指導終了後に、対象者がすぐに実践に移り、その生活が継続することができるよう支援致します。情報提供対象者については、生活習慣の見直しにつながるような情報の提供を行い支援致します。

2、事業所の名称 ／ 医療法人本間病院健診センター

3、事業所の所在地 ／ 山形県酒田市中町3丁目5番23号

4、統括者の氏名 ／ 本間香織 （常勤保健師）

5、従業者の勤務体制 ／ 常勤保健師3名

6、実施日及び実施時間

通年 ： 月～金（午前） 10：00～12：00 ／ 月～金（午後）13：30～16：00

土曜日（第1・第3のみ）10：00～11：30

（但し、国民の祝日、12月30日～1月3日、5月20日、8月13日を除く）

7、通常の事業実施地域 酒田市、庄内町、遊佐町

8、特定保健指導の内容及び価格

実施サービス：動機付け支援、積極的支援

実施形態：施設型

継続的な支援の形態や内容：個別支援、電話支援、手紙支援、メール支援

標準介入期間：3ヶ月

積極的支援の内容：180ポイント以上の継続的支援

価格：各委託契約機関・自治体との契約料金による

9、緊急時の応急措置体制 ／ あり

2019年4月、2023年3月、2025年8月改訂
本間病院健診センター